

広島県告示第六百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	ひろぎんクレジ ットサービス株 式会社	所在地	広島県広島市 中区紙屋町一 丁目三番八号	指定をした日	令和五年三月 三十一日	委託を受けて納付 を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	広島県縮景園の入 園料並びに広島県 立美術館の入館料 及び図録・目録売 払代金	歳入及び歳入歳 出外現金の納付 の委託を受ける ことができる期 間	令和五年四月一 日から令和六年 三月三十一日まで
	ブリッジ・モー ション・トゥモ ロー株式会社		東京都品川区 西五反田七丁 目七番七号						